

小規模多機能ホーム アガペ テラス 重要事項説明書

【2026年 6月 1日現在】

1、施設経営法人

- (1) 法人名 株式会社 和乃加
- (2) 法人所在地 岡山県玉野市長尾420-3
- (3) 電話番号 (0863) 71-6662
- (4) 代表者名 代表取締役 豊島 英子

2、ご利用施設

(1) 事業の目的

株式会社 和乃加が開設する小規模多機能ホーム アガペ テラス（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者に対して、適切な事業を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ①事業の実施にあたって、要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとします。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ④利用者が通いサービスを利用しない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを行うものとします。
- ⑤事業の実施にあたっては、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(3) 事業所の概要

名 称： 小規模多機能ホーム アガペ テラス

所 在 地： 岡山県玉野市八浜町波知 23-1

電話番号： (0863) 33-0225

介護保険事業所番号： 3390400251

利用定員：登録定員29名(通いサービス利用定員18名、宿泊サービス利用定員6名)

通常の送迎の実施地域：玉野市

(4) 設備（居室等）の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室	5室	ベッド、エアコン、洗面、タンス 各室設置
共同生活室	1室	食堂と兼用
食堂	1室	共同生活室と兼用
浴室	1室	一般浴室

(5) 営業日及び営業時間

①営業日 365日

②営業時間 通いサービス 基本時間 9時～16時

宿泊サービス 基本時間 16時～翌9時

訪問サービス 24時間

3、職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤	合 計	職 務 内 容
管理者	1名		1名	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	1名		1名	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行います。
介護職員	1名以上	1名以上	5名以上	利用者に対し、必要な介護及び支援を行います。
看護職員		1名		

4、サービスの内容

事業の内容は次に掲げるものとします。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 相談、援助等
- (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
 - ①介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等）
 - ②健康のチェック
 - ③機能訓練
 - ④入浴サービス
 - ⑤食事サービス
 - ⑥送迎サービス
- (4) 訪問サービスに関する内容
 - ①排泄・食事介助・清拭・体位変換等の身体介護
 - ②調理・住居の掃除・生活必需品の買物等の生活援助
 - ③安否確認

5、利用料金

【保険適用分】

介護報酬の告示上の額とし、各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。（下記一覧表参照）

①介護予防小規模多機能型居宅介護（月額）

	介護報酬額	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要支援1	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円

②小規模多機能型居宅介護（月額）

	介護報酬額	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

③各種加算

	介護報酬額	自己負担額(1 割)	自己負担額(2 割)	自己負担額(3 割)	単位
初期加算	3 0 0 円	3 0 円	6 0 円	9 0 円	日
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	8,0 0 0 円	8 0 0 円	1,6 0 0 円	2,4 0 0 円	月
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	各月利用総単位数の1 6 . 8 %の1 割または2 割または3 割				

【保険適用外】

- ①食事の提供に要する費用
 - ・朝食 …………… 400 円／食
 - ・昼食(おやつ代含) …… 600 円／食
 - ・夕食 …………… 500 円／食
- ②宿泊に要する費用
 - ・滞在費 2,000 円／回
 - ・管理費 500 円／回
- ③その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用

6、支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求を致しますので、当月末までに下記の方法でお支払下さい。

- ①現金支払…当施設にてお支払下さい。
- ②口座振込…下記の銀行口座へお振込み下さい。
 - おかやま信用金庫 荘内支店
 - 普通 1 0 6 6 6 2 1
 - 株式会社 和乃加 代表取締役 豊島 英子

7、利用の中止・変更・追加

- ①（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスは、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ②利用予定日までに、利用者の都合により、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則として、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

8、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について

- ①（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者が住み慣れた一人ひとりの人格を尊重し、地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
- ②事業所は利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者及び家族に説明のうえ交付します。

9、サービス利用に当たっての留意事項

①火気の取り扱い

原則禁止です。

②所持品等の持ち込み

持ち物には必ず名前を書いて管理して下さい。

③食べ物の持ち込み

事故・食中毒防止のため、必ず職員に申し出てください。

④金銭・貴重品の管理

現金・貴重品の管理につきましては、原則居室での管理はご遠慮ください。万一紛失の事態となっても、当事業所では責任を負いかねますのでご了承ください。ただし、特殊事情により、やむを得ず管理を希望される方はお申し出ください。

⑤宗教活動・政治活動

事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

⑥禁止行為

事業所はハラスメントの防止に向け取り組み、下記を禁止行為と致します。

- ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

10、非常災害対策

非常災害、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。

11、緊急時の対応

事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

<緊急連絡先>

氏 名		
住 所		
電 話 番 号	ご自宅／	携帯電話／

病 院 名	
主治医氏名	
住 所	
電 話 番 号	

<協力医療機関>

協力医療機関	たなべ内科	所在地：岡山県玉野市八浜町八浜 1484-1 電 話：(0863) 51-3600
協力歯科医療機関	平山歯科医院	所在地：岡山県玉野市長尾 757-1 電 話：(0863) 71-2850

12、事故発生時等における対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市及び家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止に努めその対応について協議します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかに行います。ただし、事業所及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではありません。

13、衛生管理等

- ①事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ②食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

14、秘密保持

従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。また退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容としています。

15、苦情の受付について

- ①当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情受付窓口

小規模多機能ホーム アガペ テラス / 担当：和田 弘一

電 話：(0863) 33-0225

F A X：(0863) 33-0226

受付時間：8時30分～17時30分

- ・相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申立者に文書で報告します。
- ・事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

②行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会 【受付時間 8:30～17:00】	≪所在地≫ 岡山市北区桑田町17番5号 ≪電話番号≫ 086-223-8811 ≪FAX≫ 086-223-9109
玉野市健康福祉部 長寿介護課 指導監査係 【受付時間 8:30～17:15】 (土日祝を除く)	≪所在地≫ 玉野市宇野1丁目27番1号 ≪電話番号≫ 0863-32-5537 ≪FAX≫ 0863-32-5526
岡山県運営適正化委員会	≪所在地≫ 岡山市北区南方2丁目13-1 ≪電話番号≫ 0863-226-9400 ≪FAX≫ 0863-226-9400

16. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者
に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護
するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを
市町村に通報するものとします。

17. 身体拘束の禁止

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

18、業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19、調査への協力等

事業所は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

20、地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 事業の提供に当たっては、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

■運営推進会議

構 成：利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：おおむね2ヶ月に1回以上

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

21、サービス提供の記録

- ① 事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

22、提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無：□無

□有 ⇒ 直近の実施年月日： 年 月 日
結果の開示状況： □ 無 □ 有
実施期間の名称：